

アタッチメント検査済シールのご案内



- 平成25年7月より特定自主検査の対象機械の解体用機械に従来の「ブレーカ」に加えて「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」、「解体用つかみ機」の3機種が追加されました。
- 「アタッチメント検査済シール」は特定自主検査（事業内検査または検査業者検査）を実施した際、本体に貼付する「検査済標章」に加え、上記解体用機械のアタッチメントに貼付し、特定自主検査を実施したことを証するためのものです。

注) この件は、解体用機械のみならず、取替え可能なアタッチメントを有する車両系建設機械にも適用されます。

厚生労働省通達 平成25年6月3日付 基安発0603第1号

「解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）」の別紙「要請事項」より抜粋

2 車両系建設機械を使用する事業者の団体の取組

会員事業場が、改正された労働安全衛生規則等の遵守に加え、次の安全対策を実施するよう周知啓発を行うこと。

- (4) 1年以内に行う定期自主検査（特定自主検査）を実施した車両系建設機械については、当該検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならないが、**取替え可能なアタッチメントにも、当該検査を実施したことを証するシールを貼るよう努めること。**

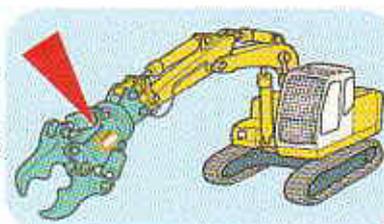
アタッチメント検査済シール

事業内検査、検査業者検査共通

- ・頒布価格 大小とも一枚
 会員 50円 一般 100円 (消費税別)

・使用方法

特定自主検査実施年月を記入し、アタッチメントの見やすい箇所に貼付する。汚損・破損の都度検査実施時期を確認して貼替える。



大 BP-KC-01



小 BP-KC-02

■ ご購入は 最寄りの 建荷協（けんきょう）支部 へ お申し付け下さい。

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

支部 宛

アタッチメント検査済シール購入申込書

事業所名			品番	購入 申込数
住所	〒		大 BP-KC-01	枚
電話番号	申込担当者		小	
区分	会員 一般	会員番号	BP-KC-02	枚